うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，西洋における歴史的なデザイン活動の内容と関連する技術を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，戦後及び高度経済成長後から現在までのデザイン活動の内容と関連する技術を扱うこと。

第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，工業の見方・考え方を働かせ，見通しをもって実験・実習などを行い，科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

(2) 工業に関する各学科においては，「工業技術基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

(3) 工業に関する各学科においては，原則として工業科に属する科目に配当する総授業時数の10分の５以上を実験・実習に配当すること。

(4) 「実習」及び「製図」については，それぞれ科目名に各学科の名称を冠し，例えば「機械実習」，「機械製図」などとして取り扱うことができること。

(5) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(6) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 工業に関する課題の解決方策について，科学的な根拠に基づき論理的に説明することや討論することなど，言語活動の充実を図ること。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り，学習の効果を高めるよう工夫すること。

(3) 工業に関する課題の解決に当たっては，職業人に求められる倫理観を踏まえるよう留意して指導すること。

3　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止や環境保全の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。また，排気，廃棄物や廃液などの処理についても，十分留意するものとする。